

# 「四日市市観光大使設置条例（案）」に対する 意見募集の結果について

平成24年8月1日（水）から8月15日（水）までの間に、「四日市市観光大使設置条例（案）」に対する意見募集を行った結果は、次のとおりでした。  
多数の貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

意見提出者数 12名  
意見数 33件  
意見の内容と市議会の考え方 別紙のとおり

問い合わせ

四日市市議会事務局 議事課  
059 - 354 - 8259

「四日市市観光大使設置条例(案)」に対する意見の内容と意見に対する考え方

No.	意見の内容	意見に対する考え方
条例案全体について		
1	基本的には賛成。明るい四日市の姿を現世～次世に向けて誠実にPRすることを期待する。	本条例を制定することで、さらに、本市の魅力や良さの発信につながるものと考えています。
2	観光大使の趣旨には賛同する。	
3	四日市市の魅力・良さを国内外にPRするために「四日市市観光大使」を任命することについては、異論はない。	
4	「公害の町四日市」のイメージはずっとつきまとい、依然として払拭されそうもない。我々四日市市民以上に県外の多くの方が抱かれています。このようなイメージを少しでも払拭する観点から、観光大使設置条例を制定することには異議なく賛成。	
5	四日市市を広く県内外、国内外に知ってもらうために観光大使設置条例を制定することはとてもよいことだと思う。四日市市を広く世間にPRするためにまずどういったものを見て、知っていただくのか、観光施設か、特産物か、港湾関係か地場産業・技術かまた、どういった方々を対象に考えているのか、ある程度明確しておく必要がある。観光大使になっていただく方がPRポイントを押さえて、時と場所を対象の方々に解りやすく紹介できるようにしていただきたい。最近は芸能人がテレビ・ラジオをとおして「どこの観光大使をしています」と言って地元のPR活動をしていますがとてもうやまいと思えます。早く四日市市もこのようにPRを行っていただきたい。そのためにもまず、広く市民の方々が四日市市の観光はこれだ、こういうものが市として他に誇れるものだ、自慢できるこういう観光施設があるといった共通の認識を持てるようにしておくことも重要だ。	本条例は、本市の魅力、良さを広く国内外にPRするために制定するものであり、必ずしもその対象を限定させることは規定しておりませんが、観光大使によるPR活動がより効果が高いものとなるよう、検討してまいりたいと考えています。また、本市の魅力について市民が共通認識を持つとともに、大使の活動内容について、市民の皆様への周知は重要であると考えており、市の広報等を用いてお知らせしていくことが必要であると考えています。
6	尻切れにならないように、「観光大使」が設置されたことを周知して頂きたいと思う。	
7	大変結構なことであると思う。しかしながら観光大使設置が必要であるとの結論に至った経緯、背景がよく理解できない。何が問題で(例えば、人的資源、組織上の問題、観光スポットの不足、PRの問題等)観光大使の設置に至ったのか。原因と対策を検討した上で観光大使を、ということであれば推定原因と対策の要点をご説明いただきたい。名古屋地区で観光大使の様なミッションを持った人がテレビで種々アクションをしているが、それでPR効果はあるだろうか。少なくとも四日市の観光の目玉となるべきスポットはどこで、どうしたいので、観光大使を、というのであればわかるのであるが…。	本条例案については、市が平成23年度を観光元年と位置づけ、観光推進室を設置したことに伴い、本市の発信力・広報力を高めるために、議員発議で提出しました。現在でも、商工農水部において、「四日市コンビナート夜景クルーズ」や、「コンビナート企業等への工場見学」など、工業都市であることを活かした観光施設など、様々な情報をPRしています。この条例を制定することで、観光都市を目指した取り組みがより一層進み、発信力・広報力が増し、本市の魅力アップや良さの発信につながるものと考えており、早期に制定するよう努めてまいります。
8	四日市市の観光大使を置く事に意味があるかを考えると、その前に四日市市の観光としての特色がない。どこに観光地があるのか。国内外に発信する前に私達市民にも教えてほしいくらいだ。未だに四日市と言えば四日市ぜんそく、工業都市としてのイメージが強い。とんてきが名物と言われても作られた名物であって、市民にあまり馴染みもない。	
9	ハード面での整備も早く実施して欲しい。PRするからには四日市に来て、見ていただく方もあるかと思われるので、1日ですべてを見て周れるのでは悲しい。観光施設に合わせてPR設備の充実、宿泊設備等(必要に応じて近隣の市町村とのタイアップ)観光大使を設置することで四日市市で必要なものは何か、市民から広く御意見をいただき、早急に実施する。観光大使がPRしては楽しくない観光都市、市民が誇れる観光都市を目指した町づくりを目指して早急に進めるようにしてほしい。せっかく条例を作っても施行する時期が遅くては意味がないので、早期に実施し、PDCAで、素晴らしい四日市市が出来ることを望みます。	
10	観光大使の設置人数について、規定すべきではないか。	観光大使になっていただいた方や人数については特に条例には規定せず、活動していただきたいと考えています。
11	選任した者について、条例で規定すべきではないか。	

12	観光大使条例制定後の実績の検証については、どのように行うのか。また、信賞必罰についても規定すべきではないか。	観光大使に実施いただくPR活動については、その実施方法について、市と観光大使が連携して検証していくことが必要であると考えています。また、観光大使に、罰則規定等を適用させることは、本条例の趣旨には馴染まないと考えています。
13	イメージキャラクター、キャンペーンガール等の選考についても行うべきではないか。	
14	一昨年来、商工会議所では「事業者が中心」となり、日本商工会議所の助成のもと、四日市の観光について議論がなされた。また、四日市市においては、学識経験者や広告・情報誌・旅行者6名による「四日市観光戦略会議」が開催され、四日市の観光戦略の基本的な姿勢や方向また具体策が提案されている。しかし、いずれも「市民」という立場の意見が希薄なように感じている。そもそも「観光」とは地域経済発展の原動力として多くの産業に多大な波及効果をもたらすだけでなく、観光を通じて、そこに暮らす地域の仲間の絆を深めることや、地域の歴史・文化・食の再発見により「誇りを持てるまち」の共有が図れることとなる。30万人市民の一人ひとりが、主体となって「誇りを持てるまち」にするため「観光推進協議会」の設立を提案する。	現在、イメージキャラクターとして「こにゅうどうくん」に活躍してもらっています。また、本条例案において、「観光推進協議会」の設置については想定しておりませんが、観光大使のPR活動等に必要性が生じれば、今後、具体的な内容につき検討を行っていくものと考えています。
15	「条例」を定めてやるものかは疑問である。「条例」とはどういうものかよく調べて判断すること。	本条例案については、本市の発信力・広報力を高めるために、議員発議で提出しました。確かに、他市町村においては要綱等で実施されていますが、条例を定めて実施することで、より一層のPR効果が期待できると考えており、本市の情報発信につながるものと考えています。
第1条(趣旨)について		
16	条例第1条の趣旨について、第1条に述べられている「本市の魅力、良さ」とは具体的に何を指しているのか。市や議会の皆様が思っている「本市の魅力、良さ」とは何なのか。市政を運営される皆さんがどのような思いを持っておられるかが、本条例を活かせるかどうかだと思う。	NO. 7、8、9の回答参照
第2条(対象)について		
17	第2条(3)本市の事業等でゆかりがある者とあるが、その範囲は。	本市の事業等でゆかりの者について、その範囲については条例で規定しておりませんが、条例案第2条各号に掲げる対象者で、著名人の方を想定して、条例案を策定しました。
18	「四日市市観光大使」の任命は、「誇りを持てるまち」を目指す「四日市市民」ではないか。	本市の職員と市民が丸となって、誇りを持てるまちづくりを目指していきましょう。
19	誰もが知る、人気のある人のPR活動は、インパクトはあるが、別の側面ではその人がイメージダウンした場合のことを考えると慎重な対応が必要である。なぜその人をという基準はきわめて難しい。	ご意見のように、イメージダウンした場合の基準を設けることは、困難であると考えていますが、本市の観光大使に相応しい方を慎重に選定していくことが重要であると考えています。観光大使として相応しくない行為があったときの対処法については、市長が別に定めるべきものと考えています。
20	任期3年とあるが、3年以内になにかその人物に問題点が見つかった場合、どのように対処するのかを条例に規定すべきではないか。	

21	観光大使に選任される方によって専門知識、能力、経験が異なるため、観光、国際関係、国内関係、文化、産業、歴史、芸能、スポーツなどの分野別に観光大使を選任することで、遂行業務の明確化を行ってはどうか。	本条例案における観光大使は、本市の魅力、良さを広くPRしていただくことを目的としており、観光大使には市の観光PRだけでなく、市の魅力を活かしたシティセールス等、様々な分野でPR活動を実施いただくことを想定しておりますので、分野別の選任は考えておりません。 ただし、PR活動に応じた観光大使の選定などは、様々なPR活動をしていただく中で、状況に応じて判断していくものと考えております。
22	クイーン四日市に任命されている方では目的または制度的に無理があるのか。	条例案第2条各号に掲げる対象者で、第5条第1項に定める活動を行う意欲を有するものの中から、適当であると認められる者を観光大使として選任することとなりますが、本条例案については、対象として著名人の方を想定して策定しました。
23	市民の中から応募した人(市外の人でもいい)の全ての人を「四日市市観光大使」に任命し、名刺サイズの委嘱証を発行する。また、応募をした人は、自分が何をしたいか、何が出来るかを委嘱証に記入し常時持参することを提案する。	
第3条(委嘱)について		
24	観光大使の費用弁償について、規定すべきではないか。	費用弁償や謝礼金などについては、ご意見などを反映して、第3条の見出し及び本文中の「委嘱」を「選任」とし、また、「観光大使の就任に対する報酬は無償とする。」と修正する方向で検討します。 また、費用弁償等の必要経費については市長が別に定めるべきものと考えています。
25	無報酬でやっていただけるなら、大使となられた方に対し、ありがたいと思う。	
26	「第3条2項の観光大使は、無報酬とする。」とあるが、大使の社会的な知名度がある人材を選考することを考えれば、ある程度の報酬を供与すべきではないかと思うので無報酬の前に「原則として」を追記することを提案する。	
27	報酬がないと名誉職と勘違いされ、市内在住の方となれば政治的・職業的に利用される懸念がある。必ずTVで三重県の観光大使と名乗っていた芸能人の方がいた。一長一短あると思うが、ある意味その様な方になって頂ければ有難い。	
28	観光大使設置の効果は、若者が市勢に対して興味を持つ等、いくつか上げられているが、公費の支出を伴わないことについてはいかがなものか。公費の支出を伴わないことが効果なのか。もっと積極的に公費の支出をしてでも、観光大使の位置づけを高めてはどうか。観光大使には、市のイベントに参加してもらうとか、市の広報に活躍の様子を掲載するとか、議会で観光大使として委嘱された抱負を述べていただくとか、先ず市民に知ってもらうことが肝心だと思う。従って、無報酬よりも有償の方がいいように思う。著名人の名誉職として扱うのではなく、実効の上がる対応をすべきと考える。	
29	芸能人とのパブリシティ契約には、大なり小なりどうしてもスキャンダル面でのリスクが発生する。通常、契約条項である程度の縛りをかけるが、3年間という長い任期を「無報酬」でやってもらうのでは、それも難しいのではないかと感じている。観光大使となる方には失礼かもしれないが、何か起きた場合のリスクは市側にとって小さいものではない。また、条例案は市側にとっては虫のいい内容だが、果たしてこれが契約に反映できるか疑問である。通常、芸能人とのパブリシティ契約は直接タレントや事務所と契約するのではなく、中間ブローカーとの契約というスタイルが一般的であり、この中間ブローカーというのが一筋縄ではいかず、契約交渉も苦労するのではないかと危惧している。以上の点について、どの程度の話合いがなされたのか否かが不明であり、この問題を先送りにして話を進めるのは、後々の破綻にもなりかねないので意見を行う。	

第4条(任期)について		
30	観光大使は3年とするとあるが、再任しないように規定してほしい。	本条例案では観光大使の任期は3年と規定しておりますが、再任を妨げるものではありません。観光大使を同じ方に長く続けていただくことで、四日市市の顔となっただき、より一層の情報発信に努めていただくことも、四日市市の魅力をPRしていただく上で重要な要素であると考えています。
第5条(活動等)について		
31	名前をふるさと大使とか広報大使とか、広い意味で四日市市を広めてもらう大使にしても面白いと思う。	名称については、わかりやすいものとするため「観光大使」としましたが、活動については、ご意見を反映して、第5条第1項として「市の魅力を活かしたシティセールス」を追加する方向で検討します。
32	四日市市のPRは、「観光」だけでなく「経済・文化・環境・教育・防災・福祉」とあらゆる面の市政運営上必要なことである。	
第6条(事務局)について		
33	事務局について、なぜ、商工農水部なのか。全市的な観点から、広報広聴課あるいは総務部等の部署が妥当かと思う。	ご指摘のように、本市の魅力や良さを広く国内外にPRすることは、全市的な観点が必要だと考えております。四日市市の魅力や良さをPRは全庁的に取り組んでいくものと考えていますが、観光大使の事務的手続きについては、観光推進室がある商工農水部としました。